

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多可町は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県多可町長

公表日

平成31年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法等の規定に則り 対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認
③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第56項 並びに平成26年内閣府・総務省令第5号44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 情報提供者が「市町村長」の項のうち、「特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26, 30, 87の項) (別表第二における情報照会の根拠) 情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(74, 75の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	多可町総務課 兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地 電話:0795-32-2382
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	多可町福祉課 兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地 電話:0795-32-5120

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署	健康福祉課	福祉課	事後	機構改革による変更
平成29年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署	健康福祉課長 安田 一司	福祉課長 藤本 圭介	事後	人事異動による変更
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	多可町役場健康福祉課 〒679-1114 兵庫県多可郡多可町中区岸上	多可町役場福祉課 〒679-1114 兵庫県多可郡多可町中区岸	事前	機構改革による変更
平成31年6月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	多可町役場福祉課 〒679-1114 兵庫県多可郡多可町中区岸	多可町役場福祉課 〒679-1113 兵庫県多可郡多可町中区中	事前	機構改革による変更
平成31年6月1日	公表日	平成27年10月17日	平成31年6月30日	事後	
平成31年6月1日	I-5-②	福祉課長 藤本圭介	課長	事後	
平成31年6月1日	II-1	平成27年10月1日	平成31年6月1日	事後	
平成31年6月1日	II-2	平成27年10月1日	平成31年6月1日	事後	
平成31年6月1日	IV-1		基礎項目評価書	事後	
平成31年6月1日	IV-2		十分である	事後	
平成31年6月1日	IV-3-1-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報と		十分である	事後	
平成31年6月1日	IV-3-1-権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員		十分である	事後	
平成31年6月1日	IV-6-1-目的外使用の入手が行われるリスクへの対策は十		十分である	事後	
平成31年6月1日	IV-6-1-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
平成31年6月1日	IV-7		十分である	事後	
平成31年6月1日	IV-8		十分である	事後	
平成31年6月1日	IV-9		十分である	事後	